

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書
社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会
やすらぎ地域包括支援センター

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 事業所の概要

運営主体の法人名 (事業者名)	(フリガナ) シャカイフクシヨウジ セトシシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会
法人の種類	社会福祉法人
運営主体の所在地	瀬戸市川端町1丁目31番地
代表電話番号・FAX番号	TEL 0561-84-2011 FAX 0561-85-2275
ホームページアドレス	http://www.seto-shakyo.or.jp
運営主体の開設年月	(西暦)1969年7月
運営主体の代表者氏名	会長 加藤勝之
(フリガナ) 事業所名	ヤスラギチイキホウカツシエンセンター やすらぎ地域包括支援センター
管理者の役職・氏名	管理者 鬼頭ルミ
事業所の所在地	瀬戸市川端町1丁目31番地
交通の方法	名鉄瀬戸線 新瀬戸駅下車 徒歩10分
電話番号・FAX番号	TEL 0561-84-2287 FAX 0561-84-3862
ホームページアドレス	http://www.seto-shakyo.or.jp
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先 あり ・ なし
介護保険の指定番号	2302300047
指定年月日	(西暦)2006年4月1日
指定更新年月日	(西暦)2024年4月1日
運営の方針と 事業所の特色など	1 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、地域の社会資源の活用をはじめとする、適切な介護予防サービスが提供されるよう配慮して行う。 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、他地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域関連機関等との連携に努める。

2. 職員の体制に関する事項

所属する担当職員の 人数・構成	保健師又は経験のある看護師	1名以上
	社会福祉士	1名以上
	主任介護支援専門員	1名以上
サービス従業者1人 当たり担当利用者数	35名	
サービス従業者の 健康診断の実施の有無	有 ・ 無	
常勤職員の 所定労働時間	1週間当たり 38.75時間	

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月～金曜	8:30～17:15	土曜	8:30～12:30	日曜・祝日	
	特記事項	祝祭日、12月29日から1月3日までは除く				
サービス提供地域	瀬戸市内(陶原・長根地区)					
ケアプラン作成の流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防サービス計画の作成にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に契約者及びその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。 2 契約者及び家族等は介護予防サービス計画書に位置付ける指定介護予防サービス事業者等について、複数の事業者の紹介を求めることや、介護予防サービス計画書に位置付けた事業所の選定理由を求めることも可能です。 3 契約者及びその家族等の生活状況を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画書の原案を作成します。 4 介護予防サービス計画書の原案に盛り込んだ指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。 					

損害賠償保険へ加入	社協の保険	
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人に 設置された 苦情・相談対応窓口	名称 社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会
		連絡先電話番号 0561-84-2011
		対応時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
	外部に設置された 苦情・相談対応窓口	名称 瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課 介護認定給付係
		連絡先電話番号 0561-88-2620
		対応時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)
国保連苦情・相談対応 窓口(介護サービス苦情 相談窓口)	名称 愛知県国民健康保険団体連合会	
	連絡先電話番号 052-971-4165	
	対応時間 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)	
第三者評価の実施状況	実施なし	
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。	
加入・参加している 連絡組織・団体等	愛知県社会福祉協議会高齢者部会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 瀬戸介護事業連絡協議会	
利用料 介護予防支援、介護予防 ケアマネジメント A・B 共通※	介護予防サービス・支援計画書の立案作成等 初回加算 委託連携加算	442 単位/月 300 単位/月 300 単位/月(Bを除く)
利用料 介護予防ケアマネジメント C※	介護予防サービス・支援計画書の立案作成等	221 単位/月

負担金等に関して	<p>要支援及び事業対象者の認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。(瀬戸市地域区分単価1単位=10.42円となります。)※国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。</p>
<p>カスタマーハラスメント について</p>	<p>職員に対する契約者又は家族による下記の社会通念上相当な範囲を超える行為はご遠慮ください。尚、該当行為があったと当事業所が判断した場合、サービス提供拒否の正当な理由としてご利用をお断りさせていただく場合があります。更に当事業所が悪質と判断した場合には、警察・行政・弁護士等に連絡の上、適切な対処をさせていただきます。</p> <p>(1) 理不尽・過度な要求</p> <p>①同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為 ②制度上若しくは人員配置上、出来ないことに対し理解を示さずごねる行為</p> <p>(2) 大声で怒鳴る、激怒して呼びつける、脅迫・強要・威嚇行為</p> <p>①わずかな不満でも、訴訟を起こすと脅す ②何かあるとすぐに「上の者を出せ」と言う</p> <p>(3) 合理的理由のない当事業所への謝罪文や謝罪・処罰の要求</p> <p>(4) SNS やインターネット上での誹謗中傷</p> <p>(5) 職員個人への攻撃又は侮辱・人格を否定する発言</p> <p>(6) 職員のプライバシーを侵害する行為</p> <p>(7) 不快感を感じさせる職員への性的言動</p>
<p>介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメントの 委託の有無</p>	<p>(あり ・ なし)</p>
<p>委託先の 居宅介護支援事業者</p>	

※ケアマネジメントの類型については別表を参照

●介護予防サービス・介護予防ケアマネジメントの類型

(別表)

類型	利用サービス	利用者
介護予防支援	介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問入浴介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	要支援認定者
ケアマネジメントA	介護予防訪問・通所サービス (現行相当サービス) 生活支援訪問・通所サービス (サービスA<緩和型>)	要支援認定者 事業対象者
ケアマネジメントB	いきいきトレーニング (通所型サービスC<短期集中>)	要支援認定者 事業対象者
ケアマネジメントC	支え合い訪問サービス (訪問型サービスB<住民主体>)	要支援認定者 事業対象者